

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年12月22日
【会社名】	株式会社シイエム・シイ
【英訳名】	CMC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々 幸恭
【本店の所在の場所】	名古屋市中区平和一丁目 1 番19号
【電話番号】	052(322)3351（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 杉原 修巳
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区平和一丁目 1 番19号
【電話番号】	052(322)3351（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 杉原 修巳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

1【提出理由】

2025年12月19日開催の当社第64期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金28円

総額 362,419,064円

② 効力発生日

2025年12月22日

第2号議案 定款一部変更の件

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

② 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を、従来の株主総会の決議に加え取締役会決議により行うことができるよう、変更案第31条（剰余金の配当等の決定機関）および第32条（剰余金の配当の基準日）を新設ならびに変更し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および第40条（中間配当）を削除するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

佐々幸恭、近藤幸康、杉原修巳、大武健一郎、保々雅世、田村富美子を取締役（監査等委員である取締役を除く）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

佐藤正慶、児堀もゆる、野路英幸を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額を年額250百万円（うち社外取締役は年額50百万円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額40百万円とするものであります。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬限度額を年額55百万円とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	108,960	118	—	(注) 1	可決 99.34
第2号議案 定款一部変更の件	108,592	486	—	(注) 2	可決 99.01
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件					
佐々 幸恭	108,340	737	1	(注) 3	可決 98.78
近藤 幸康	108,343	734	1		可決 98.78
杉原 修巳	108,216	861	1		可決 98.66
大武 健一郎	108,235	843	—		可決 98.68
保々 雅世	108,299	778	1		可決 98.74
田村 富美子	108,320	758	—		可決 98.76
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
佐藤 正慶	108,736	342	—	(注) 3	可決 99.14
児堀 もゆる	108,728	350	—		可決 99.13
野路 英幸	108,724	354	—		可決 99.13
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠決定の件	108,434	644	—	(注) 1	可決 98.86
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件	108,804	274	—	(注) 1	可決 99.20
第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬等の額及び内容決定の件	108,399	679	—	(注) 1	可決 98.83

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上